STOP! HATE SPEECH

ヘイトスピーチ、許さない。

特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動を見聞きしたことはありませんか。
こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、
許されるものではありません。
違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

詳しくは法務省HP へ▶http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

ヘイトスピーチ、許さない　検索







法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

民族や国籍等の違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

平成28年(2016年)に、ヘイトスピーチ解消のための法律(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)が施行されましたが、いまだに特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動が続いています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。一人一人の人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現を目指す上で、こうした言動は許されるものではありません。

法務省の人権擁護機関では、皆様お一人お一人に「ヘイトスピーチ、許さない。」という思いを持っていただくことが、こうした言動をなくすために大変大切なことだと考えています。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の前文では、本邦外出身者に対する「不当な差別的言動は許されないことを宣言する」とされています。

また、同法が審議された国会の附帯決議においては、「「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤り」とされています。

法務省の人権擁護機関の取組

人権啓発活動

ヘイトスピーチがあってはならないということを、皆様に御理解いただくため、ＳＮＳやインターネットを活用するなどして、より効果的な各種人権啓発活動に取り組んでいます。

相談受付

ヘイトスピーチによる被害者の人権に関する問題の相談を受け付けています。

窓口

法務局では、職員や人権擁護委員(法務大臣から委嘱された民間の人たち)が、ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する問題について相談に応じており、日本語を自由に話せない方のために、通訳を介しての相談にも応じています。

電話

「みんなの人権１１０番」のほか、外国語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」を開設し、電話での相談に応じています。

ＰＣ

「インターネット人権相談受付窓口」のほか、外国語に対応した「外国語インターネット人権相談」でも、相談を受け付けています。相談フォームに必要事項を入力して送信いただくと、後日メール等により回答します。

※ 対応言語：それぞれ日本語のほか、10言語に対応(英語、中国語、韓国語、フィリピノ語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語)

相談窓口

日本語対応

みんなの人権110番
ナビダイヤル 0570-003-110

インターネット人権相談受付窓口
https://www.jinken.go.jp/

外国語対応

外国語人権相談ダイヤル
ナビダイヤル 0570-090911
(Foreign-language Human Rights Hotline)

外国語インターネット人権相談
(Human Rights Counseling Services on the Internet)
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01